

## 鉄道軌道整備法改正法案、全会一致で成立！

～衆議院国交委員会決議、参議院国交委員会附帯決議に

JR連合の主張が盛り込まれる～

6月15日、自然災害による鉄道被災からの復旧工事にかかる費用を補助する制度（災害復旧事業費補助制度）の根拠法である鉄道軌道整備法の改正法案が参議院本会議において全会一致で可決し、成立した。

本法案については、議員立法として昨年の秋に開かれた臨時国会での審議が見込まれていたが、衆議院が解散となったことから、第48回衆議院議員総選挙を経て、今国会での提出となった。5月30日に国会へ提出、同日の衆議院国土交通委員会での審議の上、翌31日の衆議院本会議において全会一致で可決。さらに6月14日に参議院国土交通委員会での審議の上、翌15日の参議院本会議において全会一致で可決・成立した。なお、衆・参の国土交通委員会においては、決議・附帯決議があわせて採択された。（別紙参照）

改正法案の内容は、従来の赤字会社に対する復旧支援に加え、黒字会社の赤字路線に対する復旧支援制度を新設するというもので、これにより、JR九州の豊肥本線、日田彦山線をはじめ、これまでに対象でなかった会社・路線への復旧費用に対する補助が可能となった。これらの被災路線の早期復旧への一助になるとともに、補助の適用においては長期的な計画策定を伴うことから、当該路線の将来的なあり方についても、地域とともに協議し、持続可能性をも視野に入れた上での復旧が見込まれるものとなっている。また、「公有民営」方式のような事業構造の変更などの場合に限り、補助割合を嵩上げすることも本制度全般に付加された。

JR連合はこれまで一貫して、自然災害からの復旧について、補助制度の適用要件・対象の緩和や補助割合の嵩上げなど、鉄道事業者の復旧費用に対する負担軽減を求めてきた。加えて、鉄道用地外からの被害拡大を予防する観点から、治山・治水事業の推進といった、地域の防災・減災の整備促進についても言及してきた。とりわけ、近年の自然災害が多頻度化、大規模化する傾向にあり、毎年のように全国の鉄道が被災し、鉄道網が寸断される状況が起こる中、災害復旧事業費補助制度の拡充は喫緊の課題と捉え、各方面に発信してきた。今回の法改正については、このような従来からの主張内容に沿うものと認識し、国会審議等に反映させるべく、関係議員等に対してJR連合の主張を改めて訴え、働きかけを展開してきた。

そして、衆議院国土交通委員会の決議、参議院国土交通委員会の附帯決議において、JR連合の主張が盛り込まれた。決議された内容にあるように、制度運用においては、鉄道事業者の経営判断の主体性を十分配慮されるとともに、地域のすべての関係者間での真摯で建設的な協議の上で判断されることに期待する。さらには補助割合の嵩上げが一部の場合に限られたことから、引き続き検討されることにも注視していかなければならない。

JR連合は、「交通重点政策2018-2019」を活用し、引き続き山積する政策課題解決にむけた取り組みを展開していく。

## 鉄道の災害復旧に関する件

政府及び地方公共団体は、大規模な災害によって被災した鉄道の復旧を促進するため、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害復旧事業に対する補助の適用にあたっては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、鉄道事業の民間企業という立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。

二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うとともに、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域すべての関係者の間で、真摯で建設的な協議が行われるような環境整備に努めること。

三 経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑みて、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。

四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの減災・防災事業に万全を尽くすこと。

右決議する。

## 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害復旧事業に対する補助の適用に当たっては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、民間企業である鉄道事業者の立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。

二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うこと。また、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域全ての関係者の間で、真摯で建設的な協議が行われるよう、環境整備に努めること。

三 本法による制度の対象が経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑み、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。

四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの減災・防災事業に万全を尽くすこと。

五 地域の一層の復興に向けて、地域の関係者及び鉄道事業者の連携・協働により、復旧した路線の利用促進を始めとする所要の取組がなされるよう、十分配慮すること。